

開 会 の 宣 言

事務局

只今から令和4年3月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中12名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議 長

10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、10番 磯永優二委員と、11番 山崎廣美 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、2件でございます。「議案第1号、通り番1から2を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

5番委員

■通り番1

通り番1を説明します。

農地の譲渡人と譲受人は親子であります。譲渡人の■■■■さんは上毛町に住んでおり、耕作管理ができないということで、父親の経営する■■■■■■■■■■に贈与ということです。

関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。

議 長	議案第 1 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 2 につきまして、地元委員の説明をお願いします。
3 番委員	<p>■通り番 2</p> <p>通り番 2 について説明します。</p> <p>譲渡人の■■■■■さんは、北九州市に住んでおり、耕作管理が難しいということで、申請地の付近を耕作している、■■■■■さんと売買するということで申請がっております。</p> <p>申請地は、国道 10 号線沿いのグッデイの先を降りた突き当りの農地です。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	議案第 1 号の通り番 2 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 1 号は、全て原案通り可決いたします。

議案第 2 号

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見
決定について

議 長

続いて、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は、2 件でございます。

「議案第 2 号、通り番 1、2 を、議案書をもとに朗読」

議 長

議案第 2 号について事務局の朗読と説明が終わりました。通り番 1 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。

5 番委員

■ 通り番 1

通り番 1 について説明します。

申請人の■■■■さんの納屋の一部が畑に掛かっているということで、現況に合わせて転用しようということで申請があがっております。

始末書の添付のほか、関係書類も揃っており、転用するにあたって特に問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長

議案第 2 号の通り番 1 について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。

議 長

無いようでございますので、続きまして通り番 2 につきまして、地元委員の説明をお願いします。

7 番委員

■ 通り番 2

申請人の■■■■さん所有の農地ですが、過失により平成 9 年 5 月より敷地の一部として利用していたとのことです。

始末書の添付のほか、関係書類も揃っており、転用するに

	<p>あたって特に問題もありませんので、ご審議よろしくお願 いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 2 号の通り番 1 について、地元委員の説明が終わ りました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問 はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようでございますので、議案第 2 号の農地法第 4 条 の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原 案通り可決してよろしいですか。</p>
<p>全 員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことですので、議案第 2 号は、全て原案通り 可決し県に進達いたします。</p>
<p>議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見 決定について</p>	
<p>議 長</p>	<p>続いて、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による 許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説 明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、 8 件でございます。 通り番 5 については、取下げされておりますので、議案か ら削除となります。 「議案第 3 号、通り番 1 から 9 を、議案書をもとに朗読」</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 3 号について事務局の朗読と説明が終わりました。 通り番 1 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願 いします。</p>

<p>5番委員</p>	<p>■通り番1、2</p> <p>通り番1と2を続けて説明します。</p> <p>通り番1の譲受人 ■■■■さんと通り番2の■■■■ ■■■さんは姉弟で、■■■■さんと、通り番1の譲渡人 ■■ ■■■さんは親子です。今回、自宅を建設するため贈与という ことで申請があがっております。</p> <p>通り番2は、譲渡人 ■■■■さんと譲受人 ■■■■ は敷地が隣り合っております。先程の議案第2号の4条と 関係しておりますが、こちらは交換して敷地拡張というこ とで申請があがっておりますが、既に敷地として利用され ているため、始末書が添付されております。</p> <p>申請地は、四郎丸団地から高速道路方面に上ったところ に、小迫という集落があり、その集落の一番下側になります。</p> <p>2件とも関係書類も全て揃っており、転用にあたって問 題ありませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第3号の通り番1、2について、地元委員の説明が終 わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質 問はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようでございますので、続きまして通り番3につ きまして、地元委員の説明をお願いします。</p>
<p>12番委員</p>	<p>■通り番3</p> <p>通り番3について、説明します。</p> <p>譲渡人 ■■さん、■■さん、■■さんの農地が一連にな っており、これを■■■■■が買い受けて宅地分譲地に転 用するものです。</p> <p>申請地は旧国道一本松交差点のスーパー細川があり、旧 国道に沿って湖月堂とジョイフル宇島店があります。その ジョイフルと湖月堂の間に道があり、道を入れて50mほど 進んだ先の左手にあります。</p> <p>申請地は用途区域内で、関係書類も揃っており、特に問題 ありませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第3号の通り番3について、地元委員の説明が終 わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質 問はありませんか。</p>

議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番 4 につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>
6 番委員	<p>■ 通り番 4 通り番 4 について、説明します。 譲渡人の ■■■■ さんの農地を ■■■■ ■■■■ さんが売買により買い受け、事業拡大に伴い従業員用駐車場が不足するため、駐車場として整備するものです。 申請地は、■■■の裏手側になります。 関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第 3 号の通り番 4 について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番 6 につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>
3 番委員	<p>■ 通り番 5 ※ 取下げ</p> <p>■ 通り番 6 通り番 6 について、説明します。 貸付人 ■■■■さんと借受人 ■■■■さんは親子でございます。■■■■さんの農地を借り受けて、■■■■さんが自宅を建設するということです。 申請地は、市丸の信号から山手に上り、農協の倉庫の先から右に曲がったところになります。 関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第 3 号の通り番 6 について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番 7 につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>

7番委員	<p>■通り番7</p> <p>通り番7について、説明します。</p> <p>譲渡人 ■■■■さんと譲受人 ■■■■さんは、親子であります。今回、■■■さん所有の農地を贈与で譲り受けて、自宅を建築するという事です。</p> <p>申請地は用途区域内であり、転用にあたって特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>議案第3号の通り番7について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、続きまして通り番8につきまして、地元委員の説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>■通り番8、9</p> <p>通り番8と9を続けて説明します。</p> <p>通り番8の申請地は、大木にあるカラス天狗の銅像から少し下った西側です。ここを■■■■■を買い受けて資材置場に転用するという事です。</p> <p>通り番9の申請地は、薬師寺の集会所から道を挟んで、東側です。ここを■■■さんが■■■さんより買い受けて、駐車場に転用するものです。</p> <p>2件とも関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>議案第3号の通り番8、9について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、全て原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第3号は、全て原案通り可決し県に進達いたします。</p>

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議長

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通じた所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長

何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）、原案通り承認してよろしいですか。

全員

異議なし

議長

異議なしとのことですので、議案第4号については、原案通り承認することといたします。

議案第5号

非農地証明交付申請の承認について

議長

議案第5号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局

「議案第5号、通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長

議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

8番委員

■通り番1

通り番1を説明します。

現地は、20年以上前より山林化した農地であり、今回、周辺の山林地域とともに県営治山事業により整備し、保安

	<p>林としたいということです。</p> <p>関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議案第5号の通り番1について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>無いようでございますので、議案第5号の非農地証明交付申請の承認については、原案通り可決してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>全員異議なしとのことですので、議案第5号は、原案通り可決いたします。</p>
<p>議案第6号 空き家に付随した農地の指定について</p>	
議 長	<p>議案第6号 空き家に付随した農地の指定についてです。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>何かございませんか。無いようでございますので議案第6号の空き家に付随した農地の指定について、原案通り承認してよろしいですか。</p>
全 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第6号については、原案通り承認することといたします。</p>

閉 会 の 宣 言

10 時 20 分閉会を宣言する。